

平成20年12月25日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成19年2月8日付け高庶第202号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および一部公開とした処分のうち、「会議記録中の会長の印影」、「歳出管理票中の委員の印影」および「執行伺（開催決裁）中の会長の印影」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては、棄却すべきである。

## 2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高庶第202号の諮問に係るもの】

- (1) 平成16年10月以降に開催された高松市の「特別職の職員の報酬等審議会」の各会議に提出した一切の文書その他の資料の控えまたは写しおよび当該各会議の一切の記録の全部（出席者の氏名の記録を含む。）
- (2) 上記(1)の各審議会から提出された各答申の全部
- (3) 上記(1)の各審議会の出席者へ支出した各報酬・交通費・日当等に

係る一切の会計書類

平成19年1月12日：請求人からの公開請求を受付

平成19年1月25日：実施機関が公開および一部公開の決定

平成19年2月5日：請求人からの異議申立書を受付

### 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

### 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

高松市特別職の職員の報酬等審議会（以下「審議会」という。）の事務事業は、議員の報酬額、市長等の給料の額および政務調査費の額について、市長からの諮問により、審議を行った後、市長に対し答申を提出するものである。なお、審議会は、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから選ばれた、7人の委員で組織され、会長の招集に基づき開催されるものである。

- (1) 答申案のうち結論および理由の部分、会議記録のうち会長の印影、発言要旨のうち委員の発言部分および答申案の変更部分について

対象行政文書は、答申案、会議記録および発言要旨である。審議会の冒頭においては、会議を公開するかどうかについての協議が行われてお

り、会議を公開することにより、委員の率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることや、市長への答申前の公開は、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることなどから審議会是非公開と決定されたものである。よって、各委員は、非公開を前提に発言しているものであり、審議経過の分かる答申案のうち結論と理由の部分および発言要旨のうち委員の発言部分と答申案の発言部分については、条例7条4号に該当し、非公開が相当である。

また、会議記録の決裁欄に押印されている会長の印影については、公開することによりその偽造等の不正利用につながるおそれがあり、条例7条1号に該当し、非公開が相当である。

- (2) 歳出管理票のうち委員の住所および印影ならびに執行伺（開催決裁）のうち会長の印影について

対象となる行政文書は、歳出管理票および執行伺（開催決裁）である。

歳出管理票貼付の領収書に押印されている委員の印影および執行伺（開催決裁）の決裁欄に押印されている会長の印影については、公開することによりその偽造等の不正利用につながるおそれがあり、通常他人に知られたくない、また知らせる必要のない個人情報であるため、それぞれ条例7条1号に該当し、非公開が相当である。

## 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、公開したもののうち、請求内容2-(1)に係るものについては審議会資料、次第、委員名簿および諮問書、2-(2)に係るものについては答申書、2-(3)に係るものについては納付書兼領収書、一部公開したもののうち、2-(1)に係るものについては答申案、会議記録および発言要旨、2-(3)に係るものについては歳出管理票および執行伺（開催決裁）である。以下、当該文書の非公開部分について検討する。

- (1) 答申案のうち結論および理由の部分ならびに発言要旨のうち委員

の発言部分および答申案の変更部分について

本件該当部分は、平成16年度および平成18年度に開催された「高松市特別職の職員の報酬等審議会」に議事資料として提出された「高松市議会議員の報酬の額および市長等の給料の額ならびに議会における政務調査費の額について」答申案2件および同審議会の発言要旨8件中に記載されている。

答申案のうち結論および理由の部分については、検討段階の情報であり、公開すると意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例7条4号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

同審議会においては、発言要旨のうち委員の発言部分および答申案の変更部分について、「高松市附属機関等の会議の公開・委員公募指針の運用について」に基づき、会議の冒頭において、会議を一部公開または非公開とする決定を行っているところ、本件該当部分は、その決定により公開しなかった審議の詳細部分である。また、該当部分は同審議会の答申策定に至るまでの審議・検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例7条4号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 会議記録中の会長の印影，執行伺（開催決裁）中の会長の印影および歳出管理票中の委員の印影および住所について

本件該当部分は、平成18年に開催された「高松市特別職の職員の報酬等審議会」における会議記録および平成16年から平成18年の間に開催された同審議会の執行伺（開催決裁）のうち、その稟議欄に押印された会長の印影ならびに同審議会の委員報酬支出のための歳出管理票に添付された文書「高松市特別職の職員の報酬等審議会委員報酬」中の委員の住所および印影（受領印）である。

同審議会は、地方自治法138条の4第3項に規定された附属機

関に該当し、その委員は地方公務員法 3 条 3 項に定める特別職地方公務員である。本件印影は、決裁文書における決裁行為および報酬を受領する行為にかかるものであり、特別職地方公務員としての公務に関する情報であるから、条例 7 条 1 号ウに該当し、公開すべきである。

委員の住所については、公務に直接関係のない情報であり、個人識別情報であるから、条例 7 条 1 号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 2月 8日	諮問書受付
平成20年 6月 18日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年 11月 27日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年 12月 22日	答申案審査
平成20年 12月 25日	答申